

副本

平成29年(㉔)第651号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子

債務者 関西電力株式会社

証拠説明書

平成29年7月25日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 畑 井 雅 史



弁護士 坂 井 俊 介



弁護士 谷 健 太 郎



代

弁護士 中 室 祐



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 1	エネルギー基本計画	写し	H26. 4	政府（閣議決定）	原子力発電の特長, エネルギー政策における原子力発電の位置付け等
乙 2	参議院外交防衛委員会（第百九十一回国会閉会後）会議録第一号（抜粋）	写し	H28. 9. 29	参議院事務局	政府が自衛隊法 82 条の 3 に基づく破壊措置命令を発出したか否かを明らかにしていないこと
乙 3	平成 28 年版 日本の防衛 防衛白書（抜粋）	写し	H28	防衛省	自衛隊法 82 条の 3 の破壊措置命令の要件, 日本における弾道ミサイル攻撃等への対応状況等
乙 4	平成 17 年版 日本の防衛 防衛白書（抜粋）	写し	H17	防衛庁	自衛隊法 82 条の 3 の破壊措置命令に関する規定の趣旨等
乙 5	千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（抜粋）	写し	H29. 7 外務省ウェブサイトより取得	外務省	左記議定書が, 武力紛争時に原子力発電所を攻撃対象とするのを禁止していること（56 条）
乙 6	ジュネーヴ諸条約等（締約国一覧）	写し	H29. 2. 15	外務省	千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）に北朝鮮が加入していること
乙 7	国民の保護に関する基本指針	写し	H28. 8	政府	国民の保護に関する基本指針の内容
乙 8	原子力規制委員会国民保護計画	写し	H28. 8. 1	原子力規制委員会	原子力規制委員会国民保護計画の内容

乙 9	福井県国民保護計画	写し	H26. 11	福井県	福井県国民保護計画の内容
乙 10	国民保護業務計画	写し	H29. 6	債務者	債務者の国民保護業務計画の内容
乙 11	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	写し	H29. 4. 5	原子力規制委員会	左記規則及びその解釈の内容
乙 12	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準	写し	H29. 4. 5	原子力規制委員会	新規制基準では、重大事故等対策について必要な技術的能力を有していることを要求するとともに、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって、発電用原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合を想定して、可搬型の各種設備等による消火活動や大気中への放射性物質の放出を防ぐための放水活動等の対策及び特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制を整備すること等が要求されていること
乙 13	関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（抜粋）	写し	H27. 2. 12	原子力規制委員会	債務者の高浜発電所3号機及び4号機に係る原子炉設置変更許可申請を受けて、原子力規制委員会が審査した結果、当該申請が新規制基準に適合していると認められたこと、及びテロリズムへの対応等に関する審査内容